

熊野少年自然の家ライフジャケット 貸出要領

1 目的

三重県内に在住・在学する子どもがプールや海、川など水辺で活動を実施する際、安全に楽しく活動できるよう、また学校等の教育施設での水辺での安全学習に供するために、熊野少年自然の家が所有するライフジャケットの貸出について、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

熊野少年自然の家（三重県熊野市金山町 1577）とする。

3 貸出物品

貸出物品は、下表のとおりとする。

No.		数量
1	ライフジャケット 身長 105cm－125cm サイズ	15 着
2	ライフジャケット 身長 125 cm－155 cm サイズ	35 着

4 貸出対象及び使用目的

(1) 貸出対象

- ア 三重県内に在住または在学する幼児、児童、生徒を引率・監督する三重県内の団体
- イ 三重県内に在住または在学する幼児、児童、生徒の保護者または引率・監督する成人

(2) 使用目的

- ア 幼児、児童、生徒に対し、県内のプールや海、川、など水辺でライフジャケットを着用させ、安全に活動させるため。
- イ 幼児、児童、生徒に対し、三重県内でライフジャケット着用の重要性を教える安全教室などで使用するため。

5 貸出方法等

- (1) ライフジャケットの貸出を希望するものは、貸出申請書（様式1）を、熊野少年自然の家に提出するものとする。
- (2) 熊野少年自然の家は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、貸出希望者に対してライフジャケットを貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

- ア 正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- イ 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- ウ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与え、または与える活動に使用しておそれのあるとき。
- エ 営利目的で使用するおそれのあるとき。
- オ その他、熊野少年自然の家が貸出について不適當であると認めるとき。

- (3) 貸出を受ける者は、熊野少年自然の家からライフジャケットを直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任をもって速やかに返却するものとする。貸出に伴う搬出及び搬入は貸出を受ける者が行うものとする。
- 遠方のため、郵送等の方法を希望する場合は、熊野少年自然の家担当者と相談の上、貸出・返却の方法について検討する。郵送等の方法をとる場合は、貸出を受ける者の負担とする。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

7 貸出料

貸出料は、無料とする。

8 施行期日

この要領は、令和5年7月4日より施行する。

別添

ライフジャケット使用に関する留意事項

- 1 貸出を受けた者は、使用する際の安全管理に十分な配慮を行うこと。特に、危険な場所、気象注意報、警報発表時には使用しないこと。
- 2 物品の使用により貸出を受けた者が受けた被害、又は貸出を受けた者が第三者に与えた損害に対して、熊野少年自然の家は一切その責任を負わないこと。
- 3 使用中にライフジャケットが破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに貸出機関あて報告を行うこと。物品の破損、紛失等については、貸出を受けた者が弁償等その責任を負うこと。
- 4 活動終了後は以下の作業を行うこと。
 - (1) 物品を洗浄して汚れを落とし、十分に乾燥させること。
 - (2) 物品の数や異常の有無を確認した上で返却を行うこと。
- 5 貸出を受けた者は、第三者に転貸してはならないこと。